

I Cカード取扱規則

2024年12月1日改定

京阪バス株式会社

ＩＣカード取扱規則

第１章 総 則

(目的)

第１条 この規則は、京阪バス株式会社（以下「当社」という。）で 사용할 ことができる ＩＣチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「ＩＣカード」という。）の取り扱い及び運賃等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- 第２条 ＩＣカードによる当社の旅客運送について、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則が優先します。
- ２ この規則に定めのない事項については、当社運送約款の定めるところによるほか、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところまたは一般の慣習によります。
- ３ この規則が変更された場合、以後のＩＣカードによる旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによります。
- ４ 当社とＩＣカードによる共通利用が可能な社局内の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによります。
- ５ 当社とＩＣカードによる共通利用が可能な社局のうち、別表１に定める社局については、当社と一体的にＩＣカードサービスを提供し、この規則と同様の規則を規定してＩＣカードの取り扱い及び運賃等に関する必要な事項を統一して定めます。
- ６ 当社がＩＣカードによる共通利用が可能な社局と共同で、旅客からの事前登録による会員制により運営・提供するポイントサービスに関する事項は、ポイントサービス会員規約を別に定め、本規約に定めがない場合、または本規約と異なる取り扱いの場合は、この規約によります。

(用語の意義)

第３条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (１)「当社グループ」とは当社並びに第２条第５項に規定した社局をいいます。
- (２)「ストアードフェア」（以下「ＳＦ」という。）とはＩＣカードに予め電子的に記録された金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいいます。
- (３)「ポストペイ」とは、ＩＣカードで当社のバスに乗車した場合の片道普通旅客運賃を後払いすることをいいます。
- (４)「プリペイド」とは、ＩＣカードで当社のバスに乗車した場合の運賃相当額をＳＦにて支払うことをいいます。
- (５)「チャージ」とは、ＩＣカードに入金してＳＦを積み増しすることをいいます。
- (６)「ＩＣカード読取機」とは、ＩＣカードからの情報を読み取りまたは書き込みするために、バス車内の乗降口等に設置された装置をいいます。
- (７)「記名人」とは、当社のバスで使用可能なＩＣカードに本人名が記載されている旅客をいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 ICカードによる旅客運送の契約は、乗車時にICカードをICカード読取機に触れて乗車記録をしたときに成立します。

2 前項の規定により契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立したときの規定によります。

(旅客の同意)

第5条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(ICカード取扱区間等)

第6条 当社は、ICカードが使用できる車両、またはICカード読取機等にはICカードを取り扱う旨の所定の標識を表示するとともに、ICカード取扱車の運行区間を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）に掲示します。

(ICカード取扱区間等の制限、または停止)

第7条 当社グループは、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げるICカードの利用の制限または停止を行います。

(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限。

(2) 発売もしくは再発行等を行う箇所、枚数、時間及び方法の制限または停止。

2 前項の規定による制限または停止をする場合には、その旨を当該車両や営業所等に掲示します。

3 本条に基づくICカードの利用の制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

第2章 発 行

(発行者)

第8条 当社で使用可能なICカードは、当社が発行することを認めた者が発行します。

(使用可能なICカードの名称、有する機能及び発行者名)

第9条 当社で使用可能なICカードの名称、有する機能及び発行者名は別表2の定めるところによります。ただし、日本国外で発行されたICカードは第23条から第27条まで並びに第35条第2項及び第3項は適用しません。

(ICカードの発行申込方法等)

第10条 当社で使用可能なICカードの発行申込方法及び発行方法は、当該ICカードの発行者が別に定めます。

(ICカードの所有権)

第11条 ICカードの所有権は特に定めるものを除き、当該ICカードの発行者に帰属します。

(ICカードの紛失等の再発行)

第12条 ICカードの盗難または紛失等による再発行については、当該ICカードの発行者の定めるところによります。

第3章 使 用

(使用方法)

- 第13条 ICカードは、旅客が停留所相互間を乗車の目的で、乗車時並びに下車時にICカード読取機に触れて乗車記録、並びに下車記録をしたときに、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができます。この場合には当社運送約款第21条第2項を適用しません。
- 2 旅客が乗車時にICカード読取機に触れず乗車記録がなかった場合であって、下車時に係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。ただし旅客が当社運送約款第21条第2項の規定により整理券を所持し、下車時にICカードを使用する場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、第1項に定める方法とは異なる使用方法を定めることがあります。

(ポストペイ機能の優先)

- 第14条 ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効であるICカード（以下「両機能付きICカード」という。）を当社において使用する場合は、ポストペイ機能付きICカードとして取り扱います。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド機能付きICカードとして取り扱います。

(効力)

- 第15条 ICカードを第13条の規定により使用する場合は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 当該乗車区間において片道1回の乗車に限り有効とします。
- (2) 途中下車の取り扱いはいたしません。

(使用上の制限事項)

- 第16条 使用者が記名人であるICカード（以下「記名式ICカード」という。）においては記名人以外が使用することはできません。また、記名式でないICカード（以下「持参人式ICカード」という。）においては持参人1名が使用できます。
- 2 10円未満のSFは、運賃に充当することはできません。
- 3 1回の乗車につき、2以上のICカードを同時に使用することはできません。
- 4 ICカードは、他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、プリペイド機能により運賃を支払う場合であって、ICカード内のSFが当該区間の運賃に満たない場合は不足額を現金で支払うことができます。
- 5 ICカードを使用する旅客は、乗車時にICカード読取機に触れて乗車記録をしたICカード以外の乗車券等で下車することはできません。
- 6 偽造、変造若しくは不正に作成され、または不正に取得されたICカードは、使用できません。

(乗降の制限)

- 第17条 次の各号の一に該当する場合には、ICカードを使用して乗降することはできません。
- (1) 当社とICカードによる共通利用が可能な社局において、入場駅における自動改札機による改札を受けたICカードを、出場時に使用しなかったために出場記録がないI

- Cカードを当該状態のまま当社で使用しようとするとき。
- (2) ICカードの破損、ICカード読取機の故障等やむを得ない事情によりICカードの読み取りができないとき。

第4章 ポストペイ機能付きICカード

(片道1回乗車に適用される運賃の確定時期)

第18条 ポストペイ機能付きICカードを第13条の方法で使用する場合、ポストペイにおける片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が下車するときとします。

(運賃計算期間)

第19条 前条に定める運賃の計算期間は、月初めから月末までの1か月間とし、毎月末日に締切るものとします。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により翌月以降の運賃計算期間に繰り越す場合があります。

2 運賃計算における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までとします。

(登録型割引)

第20条 当社のバスを第13条に定める方法で利用した際のポストペイ機能による支払い運賃（以下「ポストペイ普通運賃」という。）に対しては、適用条件を定めた所定の割引（以下「登録型割引」という。）を適用します。なおこの割引は、旅客によるICカードの登録手続きが必要なほか、次の各号に掲げる適用条件を付すことがあります。なお、当社が定める登録型割引は別表3のとおりです。

- (1) 適用対象旅客（登録資格）
 - (2) 適用する地区、エリアまたは停留所相互間（以下「適用区間」という）
 - (3) 適用区間ポストペイ普通運賃の算出方法
 - (4) 適用区間外ポストペイ普通運賃の算出方法
- 2 ポストペイ減額運賃には登録型割引を適用しません。
- 3 旅客は、当該ポストペイ機能付きICカードの発行者が当社に登録型割引適用後のポストペイ普通運賃、並びにポストペイ減額運賃を立替払いすることを予め異議なく承諾するものとします。当該運賃はICカードの発行者が定める方法で決済されます。

(登録型割引の計算)

第21条 旅客からの前条に定める登録型割引の登録申し込みがあり、かつ当該登録が適用対象月末日終了時点で有効である場合に限り、適用対象月の登録したICカードのポストペイ普通運賃について、登録型割引を適用し、次の各号の割引計算を行います。

- (1) 利用月の個々の片道1回乗車のポストペイ普通運賃を、適用条件に定める適用区間内であるか否かによって適用区間ポストペイ普通運賃と適用区間外ポストペイ普通運賃に区分します。
- (2) 適用区間ポストペイ普通運賃（予め設けた上限額を超過した場合、その上限額）と、適用区間外ポストペイ普通運賃の双方を合算した額をポストペイ登録型割引運賃とします。

(登録型割引の適用区間の区分方法)

第22条 前条第1号に定める適用区間ポストペイ普通運賃と適用区間外ポストペイ普通運賃に区分する方法は次の各号のとおりです。

- (1) 乗車停留所、下車停留所の両方が適用区間内である片道1回乗車の運賃は適用区間ポストペイ普通運賃として区分します。
- (2) 乗車停留所、下車停留所のいずれか一方、または両方の停留所が適用区間外である片道1回乗車の運賃は適用区間外ポストペイ普通運賃として区分します。

(登録型割引の登録、変更または解除の申し込みの受付)

第23条 登録型割引の登録、変更または解除の申し込みは、ＩＣカードの記名人ご本人の申し出により、当社が指定する当社グループの営業所等にて当社所定の方法で受付します。

- 2 第20条第1号に定める条件が付されていない登録型割引については、当社が受付業務を委託した株式会社スルッとKANSAIが運営するインターネットサービス「PiTaPa 倶楽部」でも申し込むことができます。
- 3 登録型割引の登録、変更または解除の申し込みは、旅客が希望する適用月の前月1日から当月15日までの間に受付します。
- 4 旅客はＩＣカード1枚につき当社グループの登録型割引を1つ登録することができます。複数のＩＣカードの場合は、全て記名同一人の利用であってもＩＣカードごとに登録が必要であり、登録型割引も別々に適用します。

(登録型割引の適用期間)

第24条 登録型割引の適用期間は月単位とし、第20条第1号に定める条件が付されていないものについては、ＩＣカードの有効期限を超えない範囲で、旅客の希望により1か月から12か月後を最長として任意の月を指定することができるほか、解除するまで無期限で自動的に更新することもできます。

- 2 第20条第1号に定める条件に小児がある場合、登録型割引の適用期間は、最長でも12歳に達する日の属する年度末（3月）までとします。
- 3 第20条第1号に定める条件に学生がある場合、登録型割引の適用期間は、最長でも適用開始月の属する年度末（3月）までとします。

(ポストペイ機能の制限または停止)

第25条 当社グループは、次の各号の事項に該当する場合には、ポストペイ機能、または登録型割引のサービスを制限、または停止することがあります。

- (1) 電子計算機の故障及び電子計算機作動プログラムの異常が発生したとき
- (2) 通信回線が不良になったとき
- (3) ＩＣカード読取機の故障
- (4) 前各号のほか、ポストペイ機能、または登録型割引のサービスを通常どおりに提供できないと当社グループが判断したとき

(ＩＣカードの制限または停止)

第26条 ＩＣカード発行者が特定のＩＣカードについて使用を停止した場合は、旅客は当該ＩＣカードにより当社のバスを利用することはできません。

- 2 ポストペイ機能付きＩＣカードにおいて、一定期間の利用が予め当該カードの発行者が定める限度額をこえた場合には、当該ＩＣカードのポストペイ機能で当社のバスを利用することはできません。
- 3 ポストペイ機能付きＩＣカードにおいて、当該カードに記載しているカード有効期限の

終了月の翌月以降は、当該ＩＣカードで当社のバスを利用することはできません。

(免責)

第２７条 当社が前２条に定める制限または停止を実施した場合で、予定していた登録型割引を受けることができない場合が生じることについては、当社はその責を負いません。

第５章 プリペイド機能付きＩＣカード

(運賃の減額)

第２８条 プリペイド機能付きＩＣカードを第１３条に定める方法で使用する場合は、下車時に当該乗車にかかる運賃相当額を当該ＩＣカードのＳＦから減額します。

(チャージ)

第２９条 旅客は、当社の指定する営業所等でプリペイド機能付きＩＣカードにチャージすることができます。

２ 前項の場合、ＩＣカードには１回あたり１,０００円単位の額をチャージすることができます。

３ 前２項によるＩＣカードのＳＦの残額は、２０,０００円を超えることはできません。

(ＳＦの確認)

第３０条 旅客は、プリペイド機能付きＩＣカードのＳＦをＩＣカード読取機や当社の指定する営業所等で確認することができます。

(ＳＦの払戻し)

第３１条 当社はＳＦの払戻しを行いません。

(両機能付きＩＣカード)

第３２条 前３条の規定は、両機能付きＩＣカードの使用においても準用します。

２ 両機能付きＩＣカードにおいて、旅客はＩＣカード発行者に予め申し込むことにより、当社のＩＣカード読取機において当該ＩＣカードのＳＦ残額が１,０００円（小児カードは５００円）以下であった場合に２,０００円（小児カードは１,０００円）のＳＦを自動的に積増（以下「オートチャージ」という。）することができます。なお、オートチャージの支払い方法は、当該ＩＣカード発行者が定めるところによります。

３ ポストペイ機能が制限されている場合はオートチャージできません。

第６章 無効

(無効となる場合等)

第３３条 ＩＣカードは、次の各号の一に該当する場合は無効とします。また、第１号及び第２号の場合においては、当該ＩＣカードを回収します。

(１) 記名式ＩＣカードを記名人以外の旅客が使用したとき

(２) 偽造、変造及び不正に作成されたＩＣカードを使用したときまたは使用しようとしたとき

(３) 適用対象旅客（登録資格）を限定したＩＣカードをその資格を有しない旅客が使用し

たとき

(4) 乗車開始後の持参人式 I C カードを他人から譲り受けて使用したとき

(5) I C カードをその使用条件に基づかないで使用したとき

(6) その他、I C カードを不正乗車の手段として使用したとき

(割増運賃等)

第 3 4 条 前条の規定により I C カードを無効とした場合は、運送約款第 2 7 条を準用し、割増運賃及び割増料金を申し受けます。

附 則

(実施期日)

1. この規則は、2007年10月1日から実施します。
2. この規則は、2008年3月1日から実施します。
3. この規則は、2008年10月1日から実施します。
4. この規則は、2010年3月1日から実施します。
5. この規則は、2011年3月1日から実施します。
6. この規則は、2011年11月1日から実施します。
7. この規則は、2013年3月1日から実施します。
8. この規則は、2013年4月1日から実施します。
9. この規則は、2015年3月1日から実施します。
10. この規則は、2015年10月1日から実施します。
11. この規則は、2016年4月1日から実施します。
12. この規則は、2017年4月1日から実施します。
13. この規則は、2017年4月20日から実施します。
14. この規則は、2018年4月1日から実施します。
15. この規則は、2019年4月1日から実施します。
16. この規則は、2019年7月22日から実施します。
17. この規則は、2019年10月1日から実施します。
18. この規則は、2021年2月1日から実施します。
19. この規則は、2021年6月1日から実施します。
20. この規則は、2022年6月1日から実施します。
21. この規則は、2024年12月1日から実施します。

別表 1 (第 2 条第 5 項関係)

当社と一体的に I C カードサービスを提供する事業者

事業者名
1. 京阪京都交通株式会社
2. 江若交通株式会社
3. 京都京阪バス株式会社
4.

別表 2（第 9 条関係）

当社で使用可能な I C カードの名称、有する機能及び発行者名

I C カードの名称	有する機能	I C カード発行者名
P i T a P a	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI
大阪市敬老優待乗車証	プリペイド機能	大阪市健康福祉局及び株式会社スルッとKANSAI
神戸市敬老優待乗車証	プリペイド機能	神戸市保健福祉局及び株式会社スルッとKANSAI
神戸市福祉乗車証	プリペイド機能	神戸市保健福祉局及び株式会社スルッとKANSAI
第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 I C カード	プリペイド機能	株式会社スルッとKANSAI
I C O C A	プリペイド機能	西日本旅客鉄道株式会社
K i t a c a	プリペイド機能	北海道旅客鉄道株式会社
P A S M O	プリペイド機能	株式会社パスモ
S u i c a	プリペイド機能	東日本旅客鉄道株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社
m a n a c a	プリペイド機能	株式会社名古屋交通開発機構および株式会社エムアイシー
T O I C A	プリペイド機能	東海旅客鉄道株式会社
はやかけん	プリペイド機能	福岡市交通局
n i m o c a	プリペイド機能	株式会社ニモカ
S U G O C A	プリペイド機能	九州旅客鉄道株式会社

別表 3（第 2 0 条関係）

当社が定める登録型割引

名 称	適用対象 旅客	適用区間	適用区間 ポストペイ普通運賃	適用区間外 ポストペイ普通運賃
京阪バス登録型割引 スーパーワイドプラン	限定しない	京阪バス株式会社の 大阪府内、八幡 市内、京田辺市内、 京都市内、大津市 内、宇治市内の I C カード取扱い区 間全線 (一部路線を除く)	上限額を大人 24,500 円、小 児 12,250 円とし、適用区間 ポストペイ普通運賃が上限 額を上回った場合は上限 額、下回った場合は利用月 における適用区間ポストペ イ普通運賃の額とします。	利用月における適用区 間外ポストペイ普通運 賃の額とします。
京阪バス登録型割引 大阪ワイドプラン	限定しない	京阪バス株式会社の 大阪府内、八幡 市内、京田辺市内 の I C カード取扱 い区間全線 (一部路線を除く)	上限額を大人 12,600 円、小 児 6,300 円とし、適用区間 ポストペイ普通運賃が上限 額を上回った場合は上限 額、下回った場合は利用月 における適用区間ポストペ イ普通運賃の額とします。	利用月における適用区 間外ポストペイ普通運 賃の額とします。

京阪バス登録型割引 京滋ワイドプラン	限定しない	京阪バス株式会社の京都市内、大津市内、宇治市内のＩＣカード取扱い区間全線 (一部路線を除く)	上限額を大人 12,600 円、小児 6,300 円とし、適用区間ポストペイ普通運賃が上限額を上回った場合は上限額、下回った場合は利用月における適用区間ポストペイ普通運賃の額とします。	利用月における適用区間外ポストペイ普通運賃の額とします。
京阪バス登録型割引 樟葉地区プラン 出屋敷招提地区プラン 津田磐船地区プラン 香里交野地区プラン 枚方大橋地区プラン 高槻茨木地区プラン 星田地区プラン 寝屋川地区プラン 守口門真地区プラン 四條畷地区プラン 長尾穂谷地区プラン 八幡地区プラン 松井山手地区プラン 京田辺大住地区プラン 大津北地区プラン 大津南地区プラン 石山地区プラン 南郷地区プラン 大石ゾーンバス地区プラン	限定しない	京阪バス株式会社の登録型割引各地区プラン適用区間相互間	上限額を大人 10,300 円、小児 5,150 円とし、適用区間ポストペイ普通運賃が上限額を上回った場合は上限額、下回った場合は利用月における適用区間ポストペイ普通運賃の額とします。	利用月における適用区間外ポストペイ普通運賃の額とします。
京阪バス登録型割引 京都市内地区プラン 山科醍醐地区プラン	限定しない	京阪バス株式会社の登録型割引各地区プラン適用区間相互間	上限額を大人 9,400 円、小児 4,700 円とし、適用区間ポストペイ普通運賃が上限額を上回った場合は上限額、下回った場合は利用月における適用区間ポストペイ普通運賃の額とします。	利用月における適用区間外ポストペイ普通運賃の額とします。